

国土交通省航空局 御中

大阪府政策企画部空港戦略室

基本方針策定に対する大阪府の考え方

先般、意見照会のありました「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針(案)」について、現時点で記載済みの事項も含め、本府の考え方を以下のとおり意見申し上げます。

記

- 1 関空の将来像と数値目標の設定、空港利用コスト低廉化の方向性について（未記載）
 - ・ 今回の経営統合の最大の目的は、関空の巨額の有利子負債を解消し競争力を備えた国際拠点空港として再生・強化することにある。空港運営事業者がこの目的を達成するためには、高コスト構造を是正し需要拡大を図ることが不可欠。
 - ・ そのためには、発着回数や着陸料等の低コスト化などの目標を具体的数値をもって掲げることが望ましく、その方向性については、基本方針の中で記述されたい。
- 2 関空の環境監視について（未記載）
 - ・ 関空については、環境保全に係る記述がないため、引き続き環境監視に努める旨を明記されたい。
- 3 伊丹の運用方針について（第二3（1）関係）
 - ・ 両空港の運用については、基本的に空港運営事業者の経営判断が尊重されるべきであるが、基本方針(案)に記載された伊丹空港のプロペラ機枠の低騒音機への転換については、周辺環境を悪化させないことや、地元の理解が得られていることに加え、関空の国際拠点空港化(とりわけ際内乗継機能の強化)への影響にも配慮されたい。同枠の転換はそれらを踏まえられた上で、段階的かつ慎重に行われることが必要。

4 伊丹の非航空系事業及び空港利用コストについて（第二 3（2）関係ほか）

- ・ 伊丹空港においては、非航空系事業による収益拡大が重要であることから、ターミナルビルや駐車場による収益力強化、周辺緑地の有効活用等について明記されたい。
- ・ 利便性の高い都市型空港としての伊丹空港の特性や国内線に係る関空との適切な役割分担を踏まえ、事業価値を向上させていく観点からも、適正な空港利用コストが設定されるべき。

5 国の責務及び講ずべき措置について（第四 1 ①関係）

- ・ 空港運営事業者の経営判断を尊重すべき部分と、国が航空行政の当事者として主体的に判断すべきことは、基本方針の中でも峻別すべき。
（航空法第 107 条の 3 第 1 項及び第 6 項に基づく運航許可又は運航計画の変更許可については、同条第 3 項で定められた基準に基づき国土交通大臣が許可又は認可するものである。）

6 両空港を取り巻く状況変化への対応について（第四 3 ②関係）

- ・ 伊丹の将来変化に対する記述は、コンセッション事業者が、空港の将来像を踏まえた上で、コンセッションを着実に実施していくためにも重要なことであり、原案での記述を求める。

以 上